

公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

公舎の管理及び使用に関する規則（昭和33年岩手県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公舎料) 第3条 [略] 2～4 [略] 5 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公舎の公舎料の額は、同項の規定により算定された額に当該各号に定める額を加算した額とする。 (1) [略] (2) <u>合同宿舎東中野寮 1,150円</u> (3) [略] 6～8 [略]	(公舎料) 第3条 [略] 2～4 [略] 5 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公舎の公舎料の額は、同項の規定により算定された額に当該各号に定める額を加算した額とする。 (1) [略] (2) [略] 6～8 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。